

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針変更素案 新旧対照表

(下線部分は改正部分。() は注記。)

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>本格的な少子・高齢社会が到来する中で国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、質の高い公共サービスを提供することが、国、地方公共団体並びに独立行政法人及び特殊法人その他の公共法人の公共施設等の管理者等に課せられた重要な政策課題であるが、この実現のために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政資金の効率的な使用を図りつつ、官民の適切な役割及び責任の分担の下に、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業の実施を民間事業者に行わせることが適切なものについてはできる限り民間事業者に委ねることが求められている。</p> <p>また、国及び地方の財政は<u>非常に厳しい状況にあり、</u>財政の効率性を高めていくために、徹底した無駄の削減と予算の使い途の大胆な見直し<u>が求められている。</u>公共施設等の整備等についても、<u>人口減少による人手不足やインフラの老朽化が進行する中で、経済成長に結びつく投資効果の高い公共施設等や、国民の生活や都市や地域の活力を維持し、環境や防災等の課題に的確に対応した公共施設等など、その必要性を厳しく精査した上で進める必要がある。</u>人口減少・高齢化の進展に伴い、<u>コンパクト・プラス・ネットワーク</u>の推進等を図り、公共施設等の新規投資</p> | <p>本格的な少子・高齢社会が到来する中で国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、質の高い公共サービスを提供することが、国、地方公共団体並びに独立行政法人及び特殊法人その他の公共法人の公共施設等の管理者等に課せられた重要な政策課題であるが、この実現のために、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、財政資金の効率的な使用を図りつつ、官民の適切な役割及び責任の分担の下に、公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）に関する事業の実施を民間事業者に行わせることが適切なものについてはできる限り民間事業者に委ねることが求められている。</p> <p>また、国及び地方の財政は、<u>長期債務残高の合計がGDPの2倍程度で推移しているなど非常に厳しい状況にあり、</u>財政の効率性を高めていくために、徹底した無駄の削減と予算の使い途の大胆な見直し<u>が求められている。</u>公共施設等の整備等についても、<u>経済成長に結びつく投資効果の高い公共施設等や、人口減少が見込まれる中で国民の生活や都市や地域の活力を維持し、環境や防災等の課題に的確に対応した公共施設等など、その必要性を厳しく精査した上で進める必要がある。</u>人口減少・高齢化の進展に伴い、<u>コンパクトシティ</u>の推進等を図り、公共施設等の</p> |

や更新に当たっては、既存の計画の見直しや施設の廃止も含め、選択と集中を強力に推進し、経済社会と人口構造の実情に即した再編を進めることが求められる。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業（以下「PFI事業」という。）は、こうした真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立を図る上で、重要な役割を果たすものである。PFI事業の活用が推進されることにより、公共施設等の整備等に民間の資金やノウハウ等が最大限活用される中で、民間資金の出し手や民間事業者の視点による評価を経ることとなり、真に必要な公共施設等の整備等が効率的かつ効果的に進められることが期待される。

このためには、施設整備費と事業期間中の管理費等を、公共施設等の管理者等が税財源から支払う方式のPFI事業については、例えば維持管理等において業績と連動した契約とすることや複数の施設の改修や維持管理等を束ねて1つの事業とするなど包括的な契約とすること、複数の管理者等が管理する施設を集約化し1つの事業とすること等により、行政事務の効率化を図りつつ、民間の創意工夫によるコスト縮減を積極的に喚起し、できるだけ税財源や行政事務の負担を減らす努力を行うことが重要である。

また、利用料金等の税財源以外の収入により費用の全部又は一部を回収するPFI事業については、官民が適切に連携しつつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することが重要である。

以上を通じて、民間投資を喚起し、真に必要な公共施設等の整備等と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要である。

新規投資や更新に当たっては、既存の計画の見直しや施設の廃止も含め、選択と集中を強力に推進し、経済社会と人口構造の実情に即した再編を進めることが求められる。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業（以下「PFI事業」という。）は、こうした真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立を図る上で、重要な役割を果たすものである。PFI事業の活用が推進されることにより、公共施設等の整備等に民間の資金やノウハウ等が最大限活用される中で、民間資金の出し手や民間事業者の視点による評価を経ることとなり、真に必要な公共施設等の整備等が効率的に進められることが期待される。

このためには、施設整備費と事業期間中の管理費等を、公共施設等の管理者等が税財源から支払う方式のPFI事業については、例えば維持管理等において業績と連動した契約とすることや複数の施設の改修や維持管理等を束ねて1つの事業とするなど包括的な契約とすること等により、民間の創意工夫によるコスト縮減を積極的に喚起し、できるだけ税財源負担を減らす努力を行うことが重要である。

また、利用料金等の税財源以外の収入により費用の全部又は一部を回収するPFI事業については、官民が適切に連携しつつ、民間にとっても魅力的な事業を推進することが重要である。

以上を通じて、民間投資を喚起し、真に必要な公共施設等の整備等と地域の活性化、経済成長につなげていくことが必要である。

P F I 事業は、公共性のある事業（公共性原則）を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して（民間経営資源活用原則）、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり（効率性原則）、特定事業の選定及び民間事業者の選定においては公平性が担保され（公平性原則）、特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されねばならない（透明性原則）。さらに、P F I 事業の実施に当たっては、各段階での評価決定についての客観性が求められ（客観主義）、公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすることが必須であり（契約主義）、事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならない（独立主義）。公共施設等の管理者等は、公共サービスの提供を目的に事業を行おうとする場合、当該事業を民間事業者に行わせることが行財政の効率化、公共サービスの水準の向上等に資すると考えられる事業については、できる限りその実施をP F I 事業として民間事業者に委ねることが望まれる。

このP F I 事業の着実な実施は、次のような成果をもたらすものと期待される。

第一は、国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されることである。この目的を達成することは、もとより公的部門の重要な課題で

P F I 事業は、公共性のある事業（公共性原則）を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して（民間経営資源活用原則）、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重することにより、効率的かつ効果的に実施するものであり（効率性原則）、特定事業の選定及び民間事業者の選定においては公平性が担保され（公平性原則）、特定事業の発案から終結に至る全過程を通じて透明性が確保されねばならない（透明性原則）。さらに、P F I 事業の実施に当たっては、各段階での評価決定についての客観性が求められ（客観主義）、公共施設等の管理者等と選定事業者との間の合意について、明文により、当事者の役割及び責任分担等の契約内容を明確にすることが必須であり（契約主義）、事業を担う企業体の法人格上の独立性又は事業部門の区分経理上の独立性が確保されなければならない（独立主義）。公共施設等の管理者等は、公共サービスの提供を目的に事業を行おうとする場合、当該事業を民間事業者に行わせることが財政の効率化、公共サービスの水準の向上等に資すると考えられる事業については、できる限りその実施をP F I 事業として民間事業者に委ねることが望まれる。

このP F I 事業の着実な実施は、次のような成果をもたらすものと期待される。

第一は、国民に対して低廉かつ良質な公共サービスが提供されることである。この目的を達成することは、もとより公的部門の重要な課題で

ある。しかし、財政状況が厳しさを増す中、真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化を両立させる必要があるところ、民間事業者の経営上のノウハウの蓄積及び技術的能力の向上を背景に、公共施設等の整備等にその経験と能力の活用を図ることが求められている。このような状況の下で、P F I 事業による公共サービスの提供が実現すると、それぞれのリスクの適切な分担により、事業全体のリスク管理が効率的に行われること、加えて、建設、製造、改修（設計を含む。）、維持管理及び運営の全部又は一部が一体的に扱われること、公共施設等運営権の活用等を通じた自由度の高い運営により民間の創意工夫が生かされること等により、事業期間全体を通じての事業コストの削減や行政事務の効率化、ひいては全事業期間における行財政負担の縮減や軽減が期待できる。また同時に、質の高い社会資本の整備及び公共サービスの提供を可能にするものである。このP F I 事業を円滑に実施することにより、他の公共施設等の整備等に関する事業においても、民間の創意工夫等が活用されることを通じて、その効果が広範に波及することが期待される。

第二は、公共サービスの提供における行政の関わり方が改革されることである。P F I 事業は、民間事業者に委ねることが適切なものについて、民間事業者の自主性、創意工夫を尊重しつつ、公共施設等の整備等に関する事業をできる限り民間事業者に委ねて実施するものである。このことを通じ、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されるとともに、財政資金の効率的利用や真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立が図られ、行財政改革の推進に寄与す

ある。しかし、財政状況が厳しさを増す中、真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化を両立させる必要があるところ、民間事業者の経営上のノウハウの蓄積及び技術的能力の向上を背景に、公共施設等の整備等にその経験と能力の活用を図ることが求められている。このような状況の下で、P F I 事業による公共サービスの提供が実現すると、それぞれのリスクの適切な分担により、事業全体のリスク管理が効率的に行われること、加えて、建設、製造、改修（設計を含む。）、維持管理及び運営の全部又は一部が一体的に扱われること、公共施設等運営権の活用等を通じた自由度の高い運営により民間の創意工夫が生かされること等により、事業期間全体を通じての事業コストの削減、ひいては全事業期間における財政負担の縮減が期待できる。また同時に、質の高い社会資本の整備及び公共サービスの提供を可能にするものである。このP F I 事業を円滑に実施することにより、他の公共施設等の整備等に関する事業においても、民間の創意工夫等が活用されることを通じて、その効果が広範に波及することが期待される。

第二は、公共サービスの提供における行政の関わり方が改革されることである。P F I 事業は、民間事業者に委ねることが適切なものについて、民間事業者の自主性、創意工夫を尊重しつつ、公共施設等の整備等に関する事業をできる限り民間事業者に委ねて実施するものである。このことを通じ、官民の適切な役割分担に基づく新たな官民パートナーシップが形成されるとともに、財政資金の効率的利用や真に必要な公共施設等の整備等と財政健全化の両立が図られ、行財政改革の推進に寄与す

ることが期待される。

第三は、民間の事業機会を創出することを通じて地域や経済の活性化に資することである。P F I 事業は、従来主として国、地方公共団体等の公的部門が行ってきた公共施設等の整備等の事業を民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらす効果があることに加えて、他の収益事業と組み合わせて実施することによっても、新たな事業機会を生み出すことになる。また、P F I 事業のための資金調達方法として、プロジェクト・ファイナンス等新たな手法を取り入れることに加え、株式会社民間資金等活用事業推進機構が、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給等を行うことにより、我が国におけるインフラ投資市場の整備の促進につながることが予想される。加えて、官民による効果的な対話を通じて、先進的技術・知見を有する民間事業者のノウハウを活用したイノベーションの創出や地域活性化、さらに、そのノウハウを協働する地元企業に伝承することを通じた地元企業の育成という効果が創出されることも想定される。これらの結果、地域に新規産業を創出し、「強い経済」を実現することが期待される。

以上のような認識の下に、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重した P F I 事業の促進を図ることは、喫緊の政策課題といえる。国及び地方公共団体においては、公共施設等の管理者等が特定事業の実施を円滑に進められるように、以下に示すところにより、所要の財政上及び金融上

ることが期待される。

第三は、民間の事業機会を創出することを通じて経済の活性化に資することである。P F I 事業は、従来主として国、地方公共団体等の公的部門が行ってきた公共施設等の整備等の事業を民間事業者に委ねることから、民間に対して新たな事業機会をもたらす効果があることに加えて、他の収益事業と組み合わせて実施することによっても、新たな事業機会を生み出すことになる。また、P F I 事業のための資金調達方法として、プロジェクト・ファイナンス等新たな手法を取り入れることに加え、株式会社民間資金等活用事業推進機構が、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給等を行うことにより、我が国におけるインフラ投資市場の整備の促進につながることが予想される。これらの結果、新規産業を創出し、経済構造改革を推進する効果が期待される。

以上のような認識の下に、民間事業者の自主性と創意工夫を尊重した P F I 事業の促進を図ることは、喫緊の政策課題といえる。国及び地方公共団体においては、公共施設等の管理者等が特定事業の実施を円滑に進められるように、以下に示すところにより、所要の財政上及び金融上

の支援、関連する既存法令との整合性の明確化、規制の緩和等の措置を講ずる必要がある。

本基本方針は、公共施設等の管理者等が、共通の方針に基づいてPFI事業を実施することを通じて、効率的かつ効果的な社会資本の整備が促進されることを期し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、特定事業の実施に関する基本的な方針として定めるものである。なお、本基本方針は、国等（法第2条第3項第1号及び第3号に掲げる者をいう。以下同じ。）が公共施設等の管理者等として行うPFI事業について主として定めるものであり、同時に、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、本基本方針の定めるところを勘案して、PFI事業の円滑な実施のため必要な措置を講ずるものとする。

また、民間資金を活用せずに法第5条第2項第5号の事業契約に準じた契約方式により公共施設等の整備等を行う場合には、法の特例措置は適用されないが、本基本方針の定めるところを勘案して、実施方針の策定及び公表等の、PFI事業において行うこととされている手続に準じて実施することが望ましい。

一 公共施設等の整備等に関する事業における法第3条第1項の規定の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項

の支援、関連する既存法令との整合性の明確化、規制の緩和等の措置を講ずる必要がある。

本基本方針は、公共施設等の管理者等が、共通の方針に基づいてPFI事業を実施することを通じて、効率的かつ効果的な社会資本の整備が促進されることを期し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、特定事業の実施に関する基本的な方針として定めるものである。なお、本基本方針は、国等（法第2条第3項第1号及び第3号に掲げる者をいう。以下同じ。）が公共施設等の管理者等として行うPFI事業について主として定めるものであり、同時に、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、本基本方針の定めるところを参考として、PFI事業の円滑な実施の促進に努めるものとする。

一 公共施設等の整備等に関する事業における法第3条第1項の規定の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項

| | |
|---|--|
| <p>1 (略)</p> <p>2 P F I 事業の導入に向けた検討に関する事項</p> <p>国等は、公共施設等の整備等に関する事業のうち、1の規定に鑑みその実施を民間事業者に委ねることが適切であるものについては、P F I 事業の導入を検討するものとし、<u>具体的な案件形成につながるよう努めるものとする。このため、政府は、官民による対話や広域的な取組を促す地域プラットフォームの設置・活用を推進するとともに、小規模な地方公共団体も含め、地方公共団体におけるP F I 事業の導入を促進するため、P F I を含む多様な官民連携手法の導入が適切かどうかを公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討するための手続、基準等の策定を推進するものとする。</u></p> <p>二 民間事業者の提案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定事業の選定及び公表</p> <p>国等は、実施方針の策定後、当該事業の実施可能性等を勘案した上で、これを特定事業として実施することが適切であると判断したときは、法第7条に基づく特定事業として選定することとする。法第7条に基づく特定事業の選定及び法第11条に基づく客観的な評</p> | <p>1 (略)</p> <p>2 P F I 事業の導入に向けた検討に関する事項</p> <p>国等は、公共施設等の整備等に関する事業のうち、1の規定に鑑みその実施を民間事業者に委ねることが適切であるものについては、P F I 事業の導入を検討するものとし、<u>具体的な案件形成につながるよう努めるものとする。</u></p> <p>二 民間事業者の提案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 特定事業の選定及び公表</p> <p>国等は、実施方針の策定後、当該事業の実施可能性等を勘案した上で、これを特定事業として実施することが適切であると判断したときは、法第7条に基づく特定事業として選定することとする。法第7条に基づく特定事業の選定及び法第11条に基づく客観的な評</p> |
|---|--|

価の結果の公表については、次の点に留意して行うものとする。なお、下記(2)及び(3)の算定及び評価については、漸次その客観性及び透明性の向上を図るよう努めていく必要がある。

(1) 特定事業の選定に当たっては、P F I 事業として実施することにより、公共施設等の整備等が効率的かつ効果的に実施できることを基準とすること。これを具体的に評価するに当たっては、民間事業者に委ねることにより、公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待することができること又は公的財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上を期待することができること（公共サービスの水準の向上には複数の施設や業務の統合等により公共サービスの安定的・持続的な確保を期待することができることを含む。）等を選定の基準とすること。

(2) 公的財政負担の見込額の算定に当たっては、財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においてこれらを調整する等適切な調整を行って、将来の費用（費用の変動に係るリスクをできる限り合理的な方法で勘案したものとする。）と見込まれる公的財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価すること。ただし、維持管理又は運営のため財政上の支出を行う既存の小規模施設について、独立採算型の公共施設等運営権事業の実施により財政上の支出が原則不要となる場合は、この限りではない。

(3)～(6) (略)

価の結果の公表については、次の点に留意して行うものとする。なお、下記(2)及び(3)の算定及び評価については、漸次その客観性及び透明性の向上を図るよう努めていく必要がある。

(1) 特定事業の選定に当たっては、P F I 事業として実施することにより、公共施設等の整備等が効率的かつ効果的に実施できることを基準とすること。これを具体的に評価するに当たっては、民間事業者に委ねることにより、公共サービスが同一の水準にある場合において事業期間全体を通じた公的財政負担の縮減を期待することができること又は公的財政負担が同一の水準にある場合においても公共サービスの水準の向上を期待することができること等を選定の基準とすること。

(2) 公的財政負担の見込額の算定に当たっては、財政上の支援に係る支出、民間事業者からの税収その他の収入等が現実に見込まれる場合においてこれらを調整する等適切な調整を行って、将来の費用（費用の変動に係るリスクをできる限り合理的な方法で勘案したものとする。）と見込まれる公的財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価すること。

(3)～(6) (略)

3 (略)

三 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

1 国（法第2条第3項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、法第8条第1項に基づく民間事業者の選定及び法第11条に基づく客観的な評価の結果の公表については次の点に留意して行うものとする。

(1) 民間事業者の募集及び選定に関しては、「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施すること。加えて、できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるようにするとともに、所要の提案準備期間の確保にも配慮すること。

(2) 会計法令の適用を受ける契約に基づいて行われる事業を実施する民間事業者の選定に際しては、会計法令に基づき、一般競争入札によることが原則であるが、国のみでは事業目的等を満たすことのできる手法や要求水準等を設定することが困難であるため、多面的な観点から幅広い提案を求める必要がある、かつ、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第4項の規定により随意契約によることができる場合については、企画競争、公募型プロポーザル等のいわゆる競争性のある随意契約を検討することが考えられる。競争性のある随意契約を採用する必要が認めら

3 (略)

三 民間事業者の募集及び選定に関する基本的な事項

1 国（法第2条第3項第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）は、法第8条第1項に基づく民間事業者の選定及び法第11条に基づく客観的な評価の結果の公表については次の点に留意して行うものとする。

(1) 民間事業者の募集及び選定に関しては、「公平性原則」にのっとり競争性を担保しつつ、「透明性原則」に基づき手続の透明性を確保した上で実施するよう留意すること。加えて、できる限り民間事業者の創意工夫が発揮されるように留意するとともに、所要の提案準備期間の確保にも配慮すること。

(2) 会計法令の適用を受ける契約に基づいて行われる事業を実施する民間事業者の選定に際しては、会計法令に基づき、一般競争入札によることを原則とすること。

れない場合は、一般競争入札による民間事業者選定を行うこと。

(3)～(5) (略)

(6) 募集に当たっては、民間事業者の創意工夫が極力発揮されるように、会計法令に定めるところの範囲内において、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物等の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめること。また、物価上昇等の実勢を踏まえ、予定価格の算出時期や金額を適切に設定し、債務負担行為についても実勢を踏まえた金額を適切に設定すること。なお、競争性のある随意契約においては、公共施設の管理者等と民間事業者の間で事業規模と事業内容の提案が見合うよう対話を進めるために、実施方針公表時等のできるだけ早い時期に参考となる事業規模の水準を提示しつつ調整を行うことも考えられる。

(7) 民間事業者には質問の機会を与えるとともに、質問に係る情報提供に当たっては、競争条件を損なわないよう、公正に行うこと。特に、公共施設等の管理者等のみでは十分な要求水準書等を作成することが困難な場合や応募者からの提案内容等の予測が困難な場合等には、応募者との意思の疎通を図るための質問・回答等（対話）を最大限活用すること。

(8)～(10) (略)

2・3 (略)

四 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に

(3)～(5) (略)

(6) 募集に当たっては、民間事業者の創意工夫が極力発揮されるように、会計法令に定めるところの範囲内において、提供されるべき公共サービスの水準を必要な限度で示すことを基本とし、構造物、建築物等の具体的な仕様の特定については必要最小限にとどめること。

(7) 民間事業者には質問の機会を与えるとともに、質問に係る情報提供に当たっては、競争条件を損なわないよう、公正に行うこと。特に、発注者のみでは十分な要求水準書等を作成することが困難な場合や応募者からの提案内容等の予測が困難な場合等には、応募者との意思の疎通を図るための質問・回答等（対話）を最大限活用すること。

(8)～(10) (略)

2・3 (略)

四 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に

| | |
|---|--|
| <p>関する基本的な事項</p> <p>国等は、選定事業の適正かつ確実な実施の確保を図るため、国等及び民間事業者の責任の明確化等について次の点に留意して措置するものとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業契約において、以下の諸点に留意して規定すること。</p> <p>(1) <u>事業契約は、公共施設等の管理者等が、選定事業者の責任と費用負担において提供される公共サービスを調達する契約であるとともに、選定事業に係る責任とリスクの分担その他事業契約の当事者の権利義務を取り決めるものであり、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決めること。選定事業者のみに入札説明書等の遵守を求める、選定事業者の解除権を認めない、通常必要と認められる建設工事の工期に比して著しく短い工期となる契約とするといった選定事業者にとって公正を欠く契約内容としないこと。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、事業契約でこれらについて合意しておくこと。</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> | <p>関する基本的な事項</p> <p>国等は、選定事業の適正かつ確実な実施の確保を図るため、国等及び民間事業者の責任の明確化等について次の点に留意して措置するものとする。</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業契約において、以下の諸点に留意して規定すること。</p> <p>(1) <u>事業契約は、選定事業に係る責任とリスクの分担その他事業契約の当事者の権利義務を取り決めるものであり、できる限りあいまいさを避け、具体的かつ明確に取り決めること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 公共施設等の管理者等は、民間事業者に対する関与を必要最小限のものにすることに配慮しつつ、適正な公共サービスの提供を担保するため、以下の事項等を考慮し、事業契約でこれらについて合意しておくこと。</p> <p>(イ)～(ニ) (略)</p> |
|---|--|

(ホ) 建設工事を伴う事業契約においては、公共施設等の管理者等は、選定事業者から、事業費内訳書の提出や適正な労務費であることの確認を求めることができること。

(ハ) (略)

(ト) 公共施設等の管理者等による選定事業に対する、上記(イ)から(ハ)までに基づく事業契約の規定の範囲を超えた関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査・モニタリング等、選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要とされる合理的な範囲に限定すること。

(4) 選定事業のリスク分担について、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決めること。また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについては、適切な措置を講ずるものとし、事業契約において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定すること。特に、賃金や物価の上昇に関するリスクに関し、公共施設等の管理者等は、選定事業者が事業契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じること。

(5)～(7) (略)

(8) 上記(4)から(7)までに規定する事業契約の当事者の対応が、選定事業における資金調達の金額、期間、コストその他の条件に大きな影響を与えることに留意し、適切かつ明確な内容とすること。また、当該選定事業が破綻した場合、公共施設等の管理者等

(新設)

(ホ) (略)

(ハ) 公共施設等の管理者等による選定事業に対する、上記(イ)から(ホ)までに基づく事業契約の規定の範囲を超えた関与は、安全性の確保、環境の保全に対する検査・モニタリング等、選定事業の適正かつ確実な実施の確保に必要とされる合理的な範囲に限定すること。

(4) 選定事業のリスク分担について、想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方に基づいて取り決めること。また、経済的に合理的な手段で軽減又は除去できるリスクについては、適切な措置を講ずるものとし、事業契約において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定すること。

(5)～(7) (略)

(8) 上記(4)から(7)までに規定する事業契約の当事者の対応が、選定事業における資金調達の金額、期間、コストその他の条件に大きな影響を与えることに留意し、適切かつ明確な内容とすることに留意すること。また、当該選定事業が破綻した場合、公共施設

と融資金融機関等との間で、事業及び資産の処理に関し直接交渉することが適切であると判断されるときは、融資金融機関等の債権保全等その権利の保護に配慮しつつ、あらかじめ、当該選定事業の態様に応じて適切な取決めを行うこと。

(9)・(10) (略)

(11) 国等は、法第 15 条第 3 項に規定するもののほか、公開することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除き事業契約の内容を公表すること。事業契約を変更する場合は、透明性を確保した上で実施すること。

五 公共施設等運営権に関する基本的な事項

公共施設等運営権（以下「運営権」という。）は、利用料金の徴収を行う公共施設等について、利用料金の決定等も含め、民間事業者による自由度の高い事業運営を可能とし、民間事業者の創意工夫が活かされること及び運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とするとともに、抵当権の設定等による資金調達の円滑化が図られることが効果として期待される。このような趣旨を踏まえ、次の点に留意して必要な措置を講じるものとする。

1 運営権に関する実施方針の策定等及び運営権の設定に関すること

等の管理者等と融資金融機関等との間で、事業及び資産の処理に関し直接交渉することが適切であると判断されるときは、融資金融機関等の債権保全等その権利の保護に配慮しつつ、あらかじめ、当該選定事業の態様に応じて適切な取決めを行うこと。

(9)・(10) (略)

(11) 国等は、法第 15 条第 3 項に規定するもののほか、公開することにより、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項を除き事業契約の内容を公表すること。

五 公共施設等運営権に関する基本的な事項

公共施設等運営権（以下「運営権」という。）は、利用料金の徴収を行う公共施設等について、利用料金の決定等も含め、民間事業者による自由度の高い事業運営を可能とし、民間事業者の創意工夫が活かされること及び運営権を財産権と認め、その譲渡を可能とするとともに、抵当権の設定等による資金調達の円滑化が図られることが効果として期待される。このような趣旨を踏まえ、次の点に留意して必要な措置を講じるものとする。

1 運営権に関する実施方針の策定等及び運営権の設定に関すること

| | |
|--|---|
| <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 個別法において公共施設等の設置、管理、運営の規定がある法律に基づき管理者等が設定されている公共施設等であって利用者から利用料金を徴収するものに対する運営権の設定については、別表のとおりであること。</p> <p>また、個別法において管理者等が設定されていない公共施設等であって利用者から利用料金を徴収するものに対する運営権の設定は可能であること。</p> <p><u>(4) 国等は、運営権の設定後に実施方針で定めた公共施設等の規模や配置の変更を可能とした法第 19 条の 2 の規定の適用に際し、設定された運営権の同一性を損なわないようにすること。</u></p> <p>2 実施契約に関すること</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 上記(3)から(6)までに規定する実施契約の当事者の対応が、公共施設等運営事業における資金調達の種類、期間、コストその他の条件に大きな影響を与えることに留意し、適切かつ明確な<u>内容</u>とすること。また、当該公共施設等運営事業が破綻した場合、公共施設等の管理者等と融資金融機関等との間で、事業及び資産の処理に関し直接交渉することが適切であると判断されるときは、融資金融機関等の債権保全等その権利の保護に配慮しつつ、あらかじめ、当該公共施設等運営事業の態様に応じて適切な取決めを行うこと。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> | <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 個別法において公共施設等の設置、管理、運営の規定がある法律に基づき管理者等が設定されている公共施設等であって利用者から利用料金を徴収するものに対する運営権の設定については、別表のとおりであること。</p> <p>また、個別法において管理者等が設定されていない公共施設等であって利用者から利用料金を徴収するものに対する運営権の設定は可能であること。</p> <p>(新設)</p> <p>2 実施契約に関すること</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 上記(3)から(6)までに規定する実施契約の当事者の対応が、公共施設等運営事業における資金調達の種類、期間、コストその他の条件に大きな影響を与えることに留意し、適切かつ明確な<u>内容</u>とすることに留意すること。また、当該公共施設等運営事業が破綻した場合、公共施設等の管理者等と融資金融機関等との間で、事業及び資産の処理に関し直接交渉することが適切であると判断されるときは、融資金融機関等の債権保全等その権利の保護に配慮しつつ、あらかじめ、当該公共施設等運営事業の態様に応じて適切な取決めを行うこと。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> |
|--|---|

| | |
|---|---|
| <p>3・4 (略)</p> <p>七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項</p> <p>1 政府は、特定事業の実施に係る法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関して、PFI事業の円滑な推進を図るため、次の基本的な考え方に立ち、適切な措置を講じていくものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(7)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>八 株式会社民間資金等活用事業推進機構に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 政府は、投資方針や支援決定後の状況等について報告させるなど機構の適切な運営の確保を図るものとする。また、政府は、<u>特定選定事業等</u>の普及に資するため、機構と連携しつつ、案件形成や事業化の促進を図るとともに、地方公共団体に対する情報提供や案件形</p> | <p>3・4 (略)</p> <p>七 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する基本的な事項</p> <p>1 政府は、特定事業の実施に係る法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関して、PFI事業の円滑な推進を図るため、次の基本的な考え方に立ち、適切な措置を講じていくものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 国有財産を無償又は時価より低い対価で選定事業の用に供することについては、法第71条第1項の規定の趣旨を踏まえ、早急にその具体的な取扱いを定めること。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>八 株式会社民間資金等活用事業推進機構に関する基本的な事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 政府は、投資方針や支援決定後の状況等について報告させるなど機構の適切な運営の確保を図るものとする。また、政府は、<u>特定選定事業</u>の普及に資するため、機構と連携しつつ、案件形成や事業化の促進を図るとともに、地方公共団体に対する情報提供や案件形成</p> |
|---|---|

成支援を行うものとする。

十一 地方公共団体における特定事業の実施に関する基本的な事項

地方公共団体においては、前項までの事項を勘案し、次の事項に留意の上、特定事業の円滑な実施のため必要な措置を講ずるものとする。

1・2 (略)

3 PFI事業の推進

(1)・(2) (略)

(3) 特定事業の実施に際し必要となる諸手続については、円滑に事務処理を行い、その促進を図ること。事業契約を変更する場合は、透明性を確保した上で実施すること。

(4)～(8) (略)

(9) 予定価格については、物価上昇等の実勢を踏まえ、算出時期や金額を適切に設定し、債務負担行為についても実勢を踏まえた金額を適切に設定すること。賃金や物価の上昇に関するリスクについては、適切な措置を講ずるものとし、事業契約において、その範囲及び内容を、できる限り具体的かつ明確に規定するとともに、選定事業者が契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じること。

(10) 選定事業者のみに入札説明書等の遵守を求める、選定事業者

支援を行うものとする。

十一 地方公共団体における特定事業の実施に関する基本的な事項

地方公共団体においては、前項までの事項を参考として、次の事項に留意の上、特定事業の円滑な実施に努めるものとする。

1・2 (略)

3 PFI事業の推進

(1)・(2) (略)

(3) 特定事業の実施に際し必要となる諸手続については、円滑に事務処理を行い、その促進を図ること。

(4)～(8) (略)

(新設)

(新設)

の解除権を認めない、通常必要と認められる建設工事の工期に比
して著しく短い工期となる契約とするといった選定事業者にと
って公正を欠く契約内容としないこと。

○基本方針変更素案別表(現行の基本方針別表から赤字見え消し)

(別表) 個別法において公共施設等の設置、管理、運営の規定がある法律に基づき管理者等が設定されている施設であって、利用者から利用料金を徴収するものに対する運営権の設定について

| 施設 | 管理者等 | 根拠法令 | 公共施設等運営権の設定について | 留意事項等 |
|---------------|---|------------------|----------------------|--|
| 社会教育施設 | 地方公共団体 | 社会教育法 等 | 設定は可能 | 公立図書館は料金の徴収ができないため設定はなじまない。公立博物館は料金の徴収ができないが、維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は徴収ができる。 |
| 医療施設 | 国 地方公共団体 独立行政法人 等 | 医療法 | 設定は可能 | 医療法第7条第7項の趣旨に照らし、営利を目的とする者が医業本体を事業範囲とすることは認められない。 |
| 火葬場 墓地・納骨堂 | 地方公共団体 等 | 墓地、埋葬等に関する法律 | 設定は可能 | 火葬場、墓地又は納骨堂を経営しようとする者は、都道府県知事等の許可が必要。 |
| 公衆浴場 | 地方公共団体 等 | 公衆浴場法 | 設定は可能 | 業として公衆浴場を営もうとする者は、都道府県知事等の許可が必要。 |
| と畜場 | 地方公共団体 等 | と畜場法 | 設定は可能 | と畜場使用料又はとさつ解体料については、あらかじめ、その額を定めて、都道府県知事等の認可が必要。と畜場を設置しようとする者は都道府県知事等の許可が必要。 |
| 社会福祉施設 | 地方公共団体 等 社会福祉事業者 | 社会福祉関係各法 | 設定は可能 (注) | 保護施設及び女性自立支援施設は料金の徴収ができないため設定はなじまない。また、事業の性質上、利用料金を徴収しない施設においては、設定はなじまない。 |
| 漁港施設 | 地方公共団体 | 漁港及び漁場の整備等に関する法律 | 設定は可能 | 漁港施設を他人に利用させ、又はこれらの施設の使用料を徴収しようとするときは、利用方法及び料率を定め、漁港管理者(地方公共団体)の認可が必要。 |
| 中央卸売市場 | 地方公共団体 都道府県又は 人口20万人以上の人口を有する市 等 | 卸売市場法 | 設定は可能 | |

| 施設 | 管理者等 | 根拠法令 | 公共施設等運営権の設定について | 留意事項等 |
|----------------------|-----------------------------------|-----------|------------------------|---|
| 農業集落排水施設 漁業集落排水施設 | 地方公共団体 一部事務組合 等 | 浄化槽法 | 設定は可能 | 浄化槽清掃業を営むには市町村長の許可が必要。 |
| 工業用水道事業 | 地方公共団体 地方公共団体以外の者 等 | 工業用水道事業法 | 設定は可能 -(注)- | 工業用水道事業を営もうとするときは、経済産業大臣の許可が必要。 |
| 熱供給施設 | 地方公共団体 等 熱供給事業者 | 熱供給事業法 | 設定は可能 -(注)- | 熱供給事業を営もうとする者は、経済産業大臣への登録が必要。 |
| ガス供給施設 | 地方公共団体 等 | ガス事業法 | 設定は可能 | ガス事業を営もうとする者は、経済産業大臣への登録、経済産業大臣の許可等が必要。 |
| 駐車場 | 地方公共団体 等 | 駐車場法 | 設定は可能 | |
| 都市公園 | 地方公共団体 等 | 都市公園法 | 設定は可能 | |
| 水道施設 | 地方公共団体 等 水道事業者 水道用水供給事業者 | 水道法 | 設定は可能 -(注)- | 水道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。 |
| 下水道 | 地方公共団体 | 下水道法 | 設定は可能 | |
| 特定車両停留施設 | 国 地方公共団体 | 道路法 | 設定は可能 | |
| 自動車駐車場 | 国 地方公共団体 | 道路法 | 設定は可能 | |
| 有料道路 | 地方公共団体 等 | 道路整備特別措置法 | 設定は可能 -(注)- | 地方道路公社が管理する有料道路であつて、構造改革特別区域における規制の特例措置を受けていることが必要。 |

| 施設 | 管理者等 | 根拠法令 | 公共施設等運営権の設定について | 留意事項等 |
|------------|-------------------------------------|----------------------|----------------------|--|
| 賃貸住宅 | 地方公共団体 等 | 公営住宅法 等 | 設定は可能 | 公共施設等運営権者が家賃を徴収する場合は、賃貸住宅の賃借権の設定が必要。公営住宅においては、家賃額は公営住宅法第16条に基づき定められており、運営権者の裁量で変更できない。 |
| 鉄道（軌道を含む。） | 地方公共団体 等 | 鉄道事業法 軌道法 | 設定は可能 （注） | 鉄道事業又は軌道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可又は特許が必要。 |
| 港湾施設 | 地方公共団体 等 | 港湾法 | 設定は可能 | 港湾管理者が所有する港湾施設に限る。 |
| 空港 | ^国 地方公共団体 等 空港会社 | 航空法 空港法 等 | 設定は可能 | 成田国際空港及び中部国際空港は除く。 |
| 一般廃棄物処理施設 | 地方公共団体 等 | 廃棄物の処理及び清掃 に関する法律 | 設定は可能 | 収集運搬・処分を業として行うには市町村長の許可が必要。 |
| 産業廃棄物処理施設 | 地方公共団体 等 民間事業者 廃棄物処理センター | 廃棄物の処理及び清掃 に関する法律 | 設定は可能 | 収集運搬・処分を業として行うには都道府県知事の許可が必要。 |
| 浄化槽 | 個人、法人、 市町村 又は一部事務組合 等 | 浄化槽法 | 設定は可能 | 浄化槽清掃業を営むには市町村長の許可が必要。 |
| 国家公務員宿舎 | 国 | 国家公務員宿舎法 | 設定はなじまない | （設定はなじまない理由） 法律上、公共施設等運営権者が利用料金を徴収できないため。 |

~~（注）各事業を営むためには、別途、各事業法に基づく許可等を受けることが必要。~~